

令和5年度

定期監査結果報告書

令和5年11月実施分

砺波市監査委員

定期監査結果報告書

1 監査の種類

財務監査（砺波市監査基準第4条第1項第1号）

行政監査（砺波市監査基準第4条第1項第2号）

2 監査の対象

対象部署 企画総務部 広報情報課

総務課

（砺波消防署の併任事務を含む）

建設水道部 土木課

3 監査の範囲

令和4年度に執行された所管事務事業

4 監査の着眼点

（1）特徴的な業務内容・職員数について

（2）現金の収納事務について

（3）予算の執行状況について

（4）委託料、リース契約に基づく使用料、工事契約状況について

（5）負担金・補助金・交付金の執行状況について

（6）公有財産の異動状況について

（7）前回監査等での意見・要望・指摘事項に対する措置状況等について

5 監査の主な実施内容

監査対象となる部署の事務事業の中から、財務的・行政的観点に基づき提出された監査資料を審査し、関係職員から説明を受けた。

6 監査等の実施場所及び日程

砺波市監査事務局内にて、令和5年11月1日から11月22日までに実施した。

7 監査の結果及び意見

（1）広報情報課

事務処理の状況及び文書管理については、おおむね良好に処理されているものと認められた。

(2) 総務課

事務処理の状況及び文書管理については、おおむね良好に処理されているものと認められたが、次の事項について対応されたい。

委託料の支払事務において、支払遅延が見受けられた。

支払の時期については、「政府契約の支払遅延防止等に関する法律」を準用しているところであり、書面により支払の時期を定めていないときは、請求書を受理した日から15日以内に支払わなければならないこととなっている。

今後は、法律に基づき適正に処理されたい。

(3) 土木課

事務処理の状況及び文書管理については、おおむね良好に処理されているものと認められたが、次の事項について対応されたい。

消耗品費、修繕費、委託料、工事請負費等の支払事務において、支払遅延が見受けられた。

支払の時期については、「政府契約の支払遅延防止等に関する法律」を準用しているところであり、書面により支払の時期を定めていないときは、請求書を受理した日から15日以内、契約書等書面により支払時期を定めたときは、工事代金は40日、その他については30日以内とされている。

今後は、法律に基づき適正に処理されたい。